

狛江市電子契約サービスQ&Aについて

	質問内容	回答
1	電子契約利用承諾書は案件ごとに提出する必要がありますでしょうか。	案件ごとに提出をお願いします。
2	電子契約利用承諾書はどのように提供され、どのように提出するのでしょうか。	<p>【提供方法】 競争開始時に仕様書等の発注図書と一緒に提供いたします。また、市ホームページからも適宜ダウンロードいただけます。</p> <p>【提出方法】 競争入札の場合は、入札される際に別途メールにて狛江市に送付ください。見積競争（特命随意契約含む）の場合は、見積書を提出される際に一緒に提出してください。</p>
3	電子契約利用承諾書に記載するアドレスは案件ごとに変更が可能でしょうか。	案件ごとに設定が可能です。
4	契約作成の担当者のメールアドレスを登録でよいのですか。工事担当者のメールアドレスは登録しなくていいのですか。	電子契約書には、メール受信者の電子署名が記録されます。電子署名は押印と同様の位置付けですので、承認者には事業者様内の押印承認権限を有する方のメールアドレスをご登録することをお願いしております。
5	当社にはメールアドレスが1つしかありません。電子契約利用承諾書に当社メールアドレスを2箇所（担当者と承認者）記載する欄がありますが、同一のメールアドレスを記載してよろしいでしょうか。	問題ございません。その場合は、[担当者=承認者]という形で、同一の方が処理されるものとして扱わせていただきます。
6	メールアドレスは手書きしないようにとのことですが、電子契約利用承諾書のワードデータはどこで入手できますでしょうか。	競争入札及び見積競争の際などにFAXもしくは電子入札サービス上で提供いたします。また、市HPからもダウンロードできます。
7	請書も電子契約の対象となりますか。	請書にできる小額の案件については、電子契約を利用する際には請書ではなく、「契約書」を取り交わします。
8	工事案件において、保証書等の提出が別途必要になるかと思いますが、電子契約の手続きは先に進めても問題ないのでしょうか。	落札者決定後、狛江市から契約書（案）のデータ等をメールで送付します。その後、保証書等の必要な書類をご提出をお願いします。ご提出の確認ができましたら、電子契約書の取り交わしとなります。
9	狛江市との契約締結にあたり、電子契約の利用件数に上限はございますか。	狛江市から依頼する案件については、上限はありません。
10	電子契約するにあたり、電子署名（ICカード）は必要でしょうか。	不要です。
11	主管課契約の場合も電子契約サービスは利用できるのでしょうか。	利用可能です。事業主管課にご依頼ください。
12	契約書以外に狛江市に提出する書類があるが、それらは今まで通りの対応で問題ないでしょうか。	契約書以外の書類についての対応は変更ありません。